

就学援助制度のお知らせ（年度途中申請分）

佐々町教育委員会

小中学校の就学において、経済的な理由により学用品や給食費などの負担が困難なご家庭に対し、一定の援助を行う就学援助制度があります。援助を希望される方は、申請書に必要な書類を添えて教育委員会までご提出ください。

1 援助対象

- 下記①～⑥のいずれかに該当する世帯
- ①生活保護の停止または廃止
 - ②市町村民税の非課税または減免
 - ③国民健康保険料の減免又は徴収の猶予
 - ④国民年金の保険料の全額免除
 - ⑤児童扶養手当の受給
 - ⑥生計を同じくする世帯に属する世帯全員の所得の合計が、一定基準以下

令和 7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	(受給者番号)			
	(個人番号)			
	(役職名)			
	(フリガナ)			
氏名				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	円	円	円	円
		A		
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く)
有 無	円	特 定 其 他	人 人	人 人
老人		人 人	人 人	人 人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
円	円	円	円	
	B	C	D	

【所得の算出方法】 所得金額（給与所得控除後の金額『A』）から社会保険料『B』、生命保険料『C』、地震保険料『D』を控除した額。

※住民票が別々（世帯分離）であっても、同居している方は原則すべて生計を同じくする世帯員とみなします。

※一定基準以下とは、生活保護法の基準により算定される基準生活費の額の1.2倍以下を指します。（下記目安表）

【家計（所得）の基準目安表】 ※下記の家計基準はあくまで目安です。

世帯人数	世帯構成	所得額
2人世帯	母、第1子（小学生）	159万円
3人世帯	母、第1子（中学生）、第2子（小学生）	227万円
4人世帯	父、母、第1子（中学生）、第2子（小学生）	278万円
5人世帯	父、母、第1子（高校生）、第2子（中学生）、第3子（小学生）	322万円
6人世帯	父、母、第1子（高校生）、第2子（中学生）、第3子（小学生）、第4子（小学生）	371万円

2 申請方法

- (1) 申請書提出期間 随時受付いたします。
※申請書を受け付けた月の翌月が認定日となります。
- (2) 申請書提出先 佐々町教育委員会（佐々町役場2階）
※学校では申請書の提出は受け付けられませんので、ご注意ください。
- (3) 提出書類
（1）準要保護児童生徒認定申請書
（2）添付書類「援助対象①～⑥のいずれか」であることを証明する書類の写し
 ※⑥所得を証明する書類 【給与所得者】 令和7年分の源泉徴収票
 【自営業者】 令和7年分の確定申告書の写しなど
- (4) 申請備考 申請書に記入する世帯員には、同居および生計を一にする場合も含まれますので、住民票が別々であっても、家族構成欄には全員分をご記入ください。

3 援助の内容

援助費目	小学校	中学校	備 考
① 学用品費	11,630円	22,730円	年度途中は月割で支給 (通学用品費は1年生は対象外)
② 通学用品費	2,270円	2,270円	
③ 新入学児童生徒学用品費	64,300円	81,000円	3月または4月認定者のみ
④ 通学費	—	80,880円	町外中学校在学者が対象
⑤ 修学旅行費	実費支給	実費支給	
⑥ クラブ活動費	—	1,000円	町外中学校在学者が対象
⑦ PTA会費	実費支給	実費支給	3月または4月認定者のみ
⑧ 生徒会費	実費支給	実費支給	
⑨ 学校給食費	—	—	
⑩ 卒業アルバム代等	実費支給	実費支給	
⑪ 医療費	治療に要した費用(個人負担額)		

- (1) 支給金額は、国の基準額見直し等により、年度の途中で変更になることがあります。
- (2) ①～③は申請書にご記入いただく保護者名義の銀行口座に振り込みます。
- (3) ③は4月末までに申請を行い、認定を受けた方が支給対象です。
- (4) ④は通学に要する交通費の領収書を確認したうえ、保護者名義の銀行口座に振り込みます。
- (5) ⑤～⑩について、町内の小中学校に通学されている場合は、町から各学校に直接支払いますので手続きは不要ですが、**町外の小中学校に通学されている場合は、領収書等の書類が必要**となりますので、詳しくは教育委員会にご相談ください。
- (6) ⑩は学校保健安全法に定められた疾病(虫歯など)に伴うものに限りです。

4 その他・注意事項

- (1) 「準要保護児童生徒認定申請書」は教育委員会又は学校で受け取るか、佐々町のホームページでダウンロードして、必要事項を記入後、教育委員会に提出してください。申請は年度の途中でも受け付けています。
- (2) 初めて申請される方は、事前に教育委員会のご相談いただくと、手続きがスムーズです。
- (3) **申請は年度毎に必要です。令和7年度に就学援助の認定を受けている方も、新たに申請をしていただく必要がありますのでご注意ください。**
- (4) 就学援助の認定中に世帯状況が変更になった場合(保護者変更、再婚、転居、祖父母と同居 など)は必ず教育委員会へご連絡ください。



【お問合せ先】
 佐々町教育委員会 総務班
 TEL: 0956-62-2101
 〒857-0392
 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2
 メール: kyouiku@town.saza.lg.jp